第二十七条の見出し中「法第十九条第一項」を「育児休業等を終了した際の改定」に、同条第一項第三号中「育児休業等」を「法第十九条第一項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の改定の申出）

第二十七条の二　法第十九条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一　申出に係る被保険者の氏名、生年月日及び住所

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三　法第十九条の二第一項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）を終了した年月日

四　産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日

2　前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、基礎年金番号を付記しなければならない。

第百六十一条第一項第六号中「休業終了予定日」を「育児休業等終了予定日」に、同条第二項中「休業終了予定日」を「育児休業等終了予定日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに法第百十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

第百六十一条第三項中「同項の申出書」を「申出書又は届書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第百六十一条の二　法第百十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。

一　申出に係る被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の氏名及び生年月日

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三　船舶所有者の氏名及び住所

四　産前産後休業を開始した年月日

五　産前産後休業に係る子の出産予定年月日

六　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日

七　産前産後休業を終了する年月日（以下「産前産後休業終了予定日」という。）

2　前項に掲げる事項に変更があったとき、又は産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、被保険者を使用する船舶所有者は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、申出書又は届書に基礎年金番号を付記しなければならない。

第百九十一条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　第百六十一条の二第二項の規定による届出の受理

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第十条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）を次のように改正する。

第十七条第一項の表第六条第二号の項の次に次のように加える。

第十六条の二第三号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業	法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等
第十九条の二第一項各号列記以外の部分	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）
第十九条の二第一項第六号	休業等終了予定日	育児休業等終了予定日
第十九条の二第二項	法第百三十九条第七項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項
	法第百四十条第九項	第百四十条第八項
	休業等終了予定日	育児休業等終了予定日
	ならない	ならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない

第十七条第一項の表第三十条の四の項中「平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）」を「改正前厚生年金保険法」に改める。

第十七条の次に次の三条を加える。

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業を終了した加入員に係る給与の額の届出に関する経過措置）

第十七条の二　存続厚生年金基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規定によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一　氏名

二　加入員番号

三　改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業（以下この条及び次条において「産前産後休業」という。）を終了した年月日